書類の説明

《内容説明》

・麻薬を廃棄しようとする場合（麻薬処方箋により調剤された麻薬（施用者自らが調剤した麻薬を含む。）を廃棄する場合を除く。）の届出

《提出書類》

・麻薬廃棄届

《留意事項》

・麻薬を廃棄しようとする場合（麻薬処方箋により調剤された麻薬（施用者自らが調剤した麻薬を含む。）を廃棄する場合を除く。）、県職員の立会が必要です。

・県職員の立会のもと廃棄を行いますので、事前に薬務行政室又は県立保健所へご相談ください。

・届出者は、麻薬を廃棄しようとする者であり麻薬取扱者の場合、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬業務所の開設者等」という。）です。麻薬業務所の開設者等が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えありません。

・開設者が死亡又は法人が解散した場合は、相続人又は清算人等が届出を行ってください。

・麻薬廃棄の担当者名と連絡先を必ず記載してください。

・期限が切れた麻薬も帳簿には在庫として入れたままにしてください。

#

別記第１１号様式（第十条関係）

|  |
| --- |
| ※処理欄 |

麻薬廃棄届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 | 第　　　　　号 | 免許年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 免許の種類 |  | 氏名 |  |
| 麻薬業務所又は麻薬の所在場所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 廃棄しようとする麻薬 | 品　　　　名 | 数　　　　量 |
|  |  |
| 廃棄の年月日 |  |
| 廃棄の場所 |  |
| 廃棄の方法 |  |
| 廃棄の理由 |  |
| 　上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。　　　　　　年　　月　　日住　所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)届出義務者続柄氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称)　　　長崎県知事　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話： |

（注意）※欄には記載しないこと。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※ |  | ※受付欄 |  | ※保健所受付欄 |